最低基準調書【幼稚園型認定こども園】

1 基礎情報

① 施設名

認定こども園札幌市子ども未来

② 所在地

札幌市 中央 区 東１条南１丁目〇－〇

③ 認定予定年月日

令和 6 年 4 月 1 日

④ 幼稚園の認可年月日

平成 10 年 4 月 1 日

⑤ 類型

○	単独型	認可を受けた幼稚園において２号認定（３～５歳）子どもを受入れる施設
	接続型	単独型の施設とは別に３号認定（０～２歳）子どもを対象とした保育機能施設を併設した施設
	並列型	幼稚園舎とは別に２・３号認定（０～５歳）子どもを対象とした保育機能を併設した施設

●黄色のセル　　に必要事項を入力してください。

●ドロップダウンリストが表示される項目は、リストから選択して入力してください。

●数字は全て単位入力不要です。数字のみ入力してください。

●１①「施設名」を入力すると、２以下の項目の適否欄が表示されます。
適否の内容は当該項目に入力した内容で変化します。実態に応じて各項目を漏れなく入力してください。

●適否欄が「否」と表示された場合、現状の設備等では基準を満たしていないため、認定申請時までに整備等が必要です。

2 運営内容等

2 運営内容等	適否	審査事項
① 利用定員	－	※持ち上がりを考慮し、下の年齢が上の年齢を上回ることの無いような定員設定とすること。
② 学級編制（３歳以上に係る学級に限る）	適	３歳以上の園児について、35人以内を１学級とする学級編制となっているか。
③ ３歳以上の園児への食事の提供方法	－	
④ 食事を園外で調理して搬入する場合（③でＣ又はＤを選択した場合）	適	食事を園外で調理して提供する場合、適切な食事を提供できる体制が整っているか。
⑤ 食事を園外で調理して搬入する場合で、かつ、調理を委託する場合（③でＤを選択した場合）	適	

①

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
１号				30人	35人	35人	100人
２・３号	0人	0人	0人	20人	20人	20人	60人
合計	0人	0人	0人	50人	55人	55人	160人

●満３歳児クラスを設定する場合は３歳の欄に計上してください。

②

	３歳	４歳	５歳	合計
学級数	2学級	2学級	2学級	6学級
１学級あたりの園児数	25人	28人	28人	

③

	Ａ　園内で調理する方法（調理は設置法人の調理員）
	Ｂ　園内で調理する方法（調理は委託）
	Ｃ　園外で調理して搬入する方法（調理は施設の設置法人の調理員）
○	Ｄ　園外で調理して搬入する方法（調理は委託）

④

○	食事の提供の責任が認定こども園にあり、管理者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されている。
○	認定こども園又は他の施設、市等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われる。
○	子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等が行われ、並びに子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。
○	食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める。

●食事を園外で調理して搬入する場合は全ての項目を満たさなければ、適となりませんので、特に調理も委託する場合は、これらの項目を満たすことができるのか、委託先に確認を取ってください。

⑤

○	受託する者が認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有しており、かつ、調理業務を遂行するに当たり、認定こども園の設置者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような契約が締結されている。

３ 職員	適否	審査事項
① 園長（複数選択可） ○ D 10年以上教育に関する職に従事した者	適	園長がＡ～Ｅのいずれかに該当する者であるか。

	A ２年以上児童福祉事業に従事した者
	B 初任保育所長等研修会を修了した者
	C 教諭の免許状（専修又は一種）を有し、５年以上学校教育法施行規則第20条第１号に掲げる職に従事した者
○	D 10年以上教育に関する職に従事した者
	E 上記Ｃ又はＤと同等の能力を有するとして採用又は任命する者

② 教育・保育従事者（学級担任含む）

※両免保有者と保育士資格のみ・幼稚園教諭免許のみの人数は重複させないこと

	配置数		勤務時間		常勤換算値	配置基準
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	A	B
全体数	9人	5人	160時間	360時間	11人	10人
両免保有者（幼・保）	9人	2人	160時間	160時間	10人	10人
幼稚園教諭免許のみ	0人	3人		200時間	1人	
保育士のみ	0人	0人		0時間	0人	0人

※移行時点における、配置数等の見込みを記載すること。

※勤務時間の欄で、常勤は１人当たりの月総勤務時間、非常勤は全員の月総勤務時間を入力

※端数処理のため、常勤換算値の合計は一致しないことがある。

適

年齢別に必要な資格を有する教育・保育従事者が配置される見込みがあるか。

③ 学級担任

※両免保有者と幼稚園教諭免許のみの人数は重複させないこと

	配置数	必要最低配置数
全体数	6人	6人
両免保有者（幼・保）	6人	
幼稚園教諭免許のみ	0人	

適

学級数以上の学級担任を配置する見込みがあるか。

④ 調理業務従事者

	配置数		勤務時間		常勤換算値	配置基準
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	A	B
調理員	0人	0人	0時間	0時間	0人	0人
（管理）栄養士	0人	0人				0人

※移行時点における、配置数等の見込みを記載すること。

※勤務時間の欄で、常勤は１人当たりの月総勤務時間、非常勤は全員の月総勤務時間を入力

適

保育定員に応じて必要な調理員が配置される見込みがあるか。

調理業務を委託する場合は栄養士（又は管理栄養士）が配置される見込みがあるか。

⑤ 嘱託医等（嘱託等している場合は○）

嘱託の有無					
○	学校医	○	学校歯科医	○	学校薬剤師

適

医師、歯科医師、薬剤師に嘱託する見込みがあるか。

※認定こども園については、嘱託薬剤師の配置も必須となります。

４ 設備	適否	審査事項
① 園舎の面積	適	年齢別の定員、学級数に応じて必要な園舎面積を有しているか。

基準面積				実面積
A 320㎡＋100㎡×（学級数－２）	＝	720.00㎡	＝ 和 720.00㎡	1120.00㎡
B ２歳の園児×1.98㎡	＝	0.00㎡		
C ２歳未満の園児×3.3㎡	＝	0.00㎡		

●「勤務時間」の欄は、当該職種において非常勤職員を配置する場合のみ入力してください。
・「常　勤」：当該職種の常勤職員**１人**の１月あたりの勤務時間
・「非常勤」：当該職種の非常勤職員**全員**の１月あたりの勤務時間の合計

※当該職種において非常勤職員を配置する場合は、当該職種において常勤職員を配置しない場合でも、常勤職員の勤務時間を入力してください。

※常勤職員１人の１月あたりの勤務時間とは、法人の勤務規程等で定める時間としてください。

② 園庭の面積

	屋外遊戯場の面積に関する移行特例を適用			
	基準面積			実面積
	A1 400㎡＋80㎡×（学級数－３）	＝ 640.00㎡	和 640.00㎡	900.00㎡
	A2 １・２歳の園児×3.3㎡	＝ 0.00㎡		
	B １歳以上の園児×3.3㎡	＝ 528.00㎡		

※ A（A1＋A2）又はBのいずれか大きい方の面積以上であること。

適

年齢別の定員、学級数に応じて必要な園庭面積を有しているか。

③ 満２歳未満の園児に係る乳児室及びほふく室の面積

保育室等の種類	基準面積		実面積
乳児室	0歳の園児×3.3㎡	＝ 0.00㎡	0.00㎡
ほふく室	1歳の園児×3.3㎡	＝ 0.00㎡	0.00㎡

適

④ 満２歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室の面積

	保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用			
保育室等の種類	基準面積			実面積
保育室又は遊戯室	２歳以上の園児×1.98㎡	＝ 316.80㎡	保育室	350.12㎡
			遊戯室	243.58㎡
			合計	593.70㎡

適

年齢別に必要な室の面積が確保されているか。
※乳児室及びほふく室の基準面積は、２歳未満の園児のうち、ほふくをするか、しないかにより判定するため、合計面積が基準を満たしていれば適とする。

⑤ 調理室の設置

	A 調理室を幼稚園舎に設置	○	B 設置なし（調理設備を設置）
	C 調理室を連携施設に設置		

※保育室等の設置階が３階以上の場合、以下も入力すること。

	調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。
	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。
	調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。

適

調理室が設置されているか。

また、保育室等を３階以上の階に設置する場合の基準を満たしているか。

⑥ その他の設備の設置（設置する場合は○）

○	医務室（保健室）	○	便所

適

医務室、便所が設置されているか。

⑦ 建物の種類・構造等

○	耐火建築物	建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物
	準耐火建築物	建築基準法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する準耐火建築物を除く。）
	その他	

※保育室等の設置階が３階以上の場合、以下も入力すること。

	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われている。
	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されている。

⑧ 保育室等の設置階

①	1階
②	2階
③	
④	

適

保育室等を２階以上の階に設置する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物（イ準耐）であるか。
保育室等を３階以上の階に設置する場合は、壁等について必要な基準を満たしているか。

⑨ 転落防止用設備

	保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。		
1階	転落防止柵		
2階	転落防止柵		

適

保育室等を２階以上の階に設置する場合に、転落防止用設備が設置されているか。

●移行特例の適用について
　移行特例とは、幼稚園から移行する場合、認定こども園の本則上の基準ではなく、現在の幼稚園基準のまま移行が認められている特例です。「適用なし」で面積基準を満たせない場合は「適用あり」を選択してください。
※平成30年4月1日以降に認可された幼稚園の場合、移行特例の適用は受けられません。

●実面積は各室面積表及び平面図に記載している面積と必ず一致させてください。

●「保育室等の設置階」の欄は、①～④の右側のセルに、保育室等を設置する階を入力してください。
※保育室等を設置しない階は入力不要です。

例）１階及び３階に保育室等があり、２階には職員室があるが保育室等はない場合
　　→①欄に１、②欄に３　と入力

●⑧保育室等の設置階で入力した階数に応じた、転落防止用設備を入力してください。
　※２階以上に保育室を設置しない場合は入力不要です。
　※転落防止設備は「転落防止柵」等具体的な設備名称を記載してください。

⑩ 警報・通報設備 **※保育室等の設置階が３階以上の場合、入力すること。** 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。	適	保育室等を３階以上の階に設置する場合に、警報設備等が設置されているか。
⑪ 避難用設備等 ○ 次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている。 1階 常用 1階 避難用 2階 常用 屋内階段 2階 避難用 屋外階段 常用 避難用 常用 避難用	適	保育室等を２階以上の階に設置する場合に必要な、常用、避難用の施設又は設備が設置されているか。 また、保育室等を３階以上の階に設置する場合は、これらの施設又は設備が避難上有効な位置等に設けられているか。

●⑧保育室等の設置階で入力した階数に応じた、避難用設備等を入力して下さい。
※２階以上に保育室を設置しない場合は入力不要です。

●リスト中「屋内避難階段(※)」は『札幌市児童福祉法施行条例』第181条第1項第7号イの表中、２階～４階の避難用(1)の設備に係る、各ただし書きの要件を満たす設備である場合に選択してください。